

公益財団法人 ユーハイム体育・スポーツ振興会 助成金交付要綱

第1条 この要綱は、兵庫県民のスポーツ振興のため、公益財団法人ユーハイム体育・スポーツ振興会（以下「財団」という。）が、兵庫県下の体育・スポーツ関係団体（県外にある団体が兵庫県下で事業実施する場合を含む。）を対象に、当該事業に対する必要な資金の支給を適正に行うため、助成金の交付に関して必要な事項を定める。

（助成金交付を受ける団体の条件）

第2条 助成金交付を受ける団体の条件は、前条の趣旨にのっとり、次の各号のすべてに該当する条件とする。

- (1) 兵庫県下で活動する団体（地方公共団体を含む）で法人格は問わない。
- (2) 営利を目的としない団体の事業である。
- (3) 団体に定款、規約などの規定がある。
- (4) 団体の事業計画が明確に作成されている。
- (5) 財団関連事業に協力的である。

（助成金交付事業の実施期間）

第3条 助成金交付事業（以下「事業」という。）の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（助成金交付を受ける申請方法）

第4条 助成金交付を申請する団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ助成金交付申請書類（様式第1号、別紙1～3）を、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（助成金交付の決定）

第5条 理事長は、申請者から助成金交付申請書類の提出があったときは、助成審査委員会を経て理事会にて助成金交付の決定を行うが、その交付総額は財団の予算枠内とする。

（事業の変更及び中止の場合の届け出）

第6条 申請者は、助成金交付事業に掲げる内容変更及び中止を行おうとする場合は、助成金交付内容変更届及び中止届（様式第3号）を理事長にすみやかに届け出なければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を通知するものとする。ただし、助成金の増額は認めない。

（事業の遂行状況報告）

第7条 助成金交付を受ける申請者（以下「事業者」という。）は、理事長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、書面（様式自由）及び口頭で報告をしなければならない。

(実績報告書の提出)

第 8 条 事業者は、事業が完了したときは、すみやかに事業報告書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(助成交付金の支払)

第 9 条 助成交付金の支払は、事業報告書提出後とする。

(助成金交付の取消し)

第 10 条 理事長は、事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは交付金額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業が縮小及び中止になったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を助成金交付決定取消通知書により事業者に通知する。

(助成金の返還)

第 11 条 理事長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、助成金の返還を命ずることができる。

((補則)

第 12 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、理事長が別に定めることができる。

附則

(施行期日) この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。